

特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の拡大

～ 防衛施設周辺環境整備法の改正 ～

外交防衛委員会調査室 かねこ ななえ
金子 七絵

はじめに

防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として、我が国の安全保障に欠くことのできないものであり、その周辺地域との調和を図り、周辺住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態を維持することが必要である。そのため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「環境整備法」という。）」に基づいて、騒音等の障害を防止する工事への助成、生活・事業上の障害をやわらげる民生安定施設の整備のための助成、周辺地域への影響をやわらげる特定防衛施設周辺整備調整交付金¹を支給する制度等が設けられている。

昨年 11 月の行政刷新会議の「事業仕分け」において、これらの基地周辺対策に係る各種助成金について見直しを行うべしとの意見が出された²。これを契機に政府は、環境整備法制定以来初の改正を行い、特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途を拡大することとした。本稿では、環境整備法改正案提出の背景・経緯を概観し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の概要と共に本法案の内容を紹介し、今後の課題について考える。

1. 法案提出の背景・経緯

(1) 環境整備法の制定

昭和 27 年の対日平和条約の発効後、いわゆる「基地問題」は、ほぼ全国的な範囲で一種の社会問題、政治問題となり、その解決のために必要な施策の基本となるべき法律の制定が関係地方自治体その他各方面から強く要望されていた。

このような要望に対応するため、昭和 41 年、米軍及び自衛隊（自衛隊等）の行為や防衛施設の設置・運用に起因する各種の障害を防止・軽減する措置を定める「防衛施設周辺の整備等に関する法律（以下「周辺整備法」という。）」が制定され、防災工事、道路の整備等の助成、学校等の防音工事の助成、飛行場周辺の安全対策としての住宅の移転の補償等が法制度として実施されることとなった。

その後、昭和 40 年代における我が国の経済成長に伴い、防衛施設周辺の都市化の進展、防衛施設と地域開発計画との競合、公害問題及び生活環境保全に対する国民の意識の向上等の防衛施設周辺の整備等を取り巻く事情の変化があり³、これらに対処するため、昭和 49 年 6 月 27 日、現行の環境整備法が制定された。

1 ジェット飛行場等、その設置又は運用が、生活環境や開発に著しい影響を及ぼすと認められる場合に、当該市町村が行う公共施設の整備の費用に充てるために交付される交付金制度。

2 行政刷新会議ホームページ<<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov26kekka/3-64.pdf>>

3 第 72 回国会参議院内閣委員会会議録第 24 号 2 頁（昭 49.5.30）

環境整備法では、自衛隊等の飛行場周辺の生活環境の整備施策として新たに住宅防音工事の助成、緑地帯の整備等が加えられ、都市化の進展及び直面する諸問題に対処する施策として特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付する制度が新設された。

(2) 現行法の概要

環境整備法に基づく防衛施設周辺対策は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、措置の種類によって濃淡の差はあるものの、いずれも補償的な性格を持つとされる。

なお、同法による施策は、障害の原因及び障害等の態様によって分類されており、その概要は以下の図表のとおりである。自衛隊等の行為等によって生じる障害に対し、まず直接防止、軽減する施策（環境整備法3～7条）を行い、それだけでは影響が残ってしまうものを民生安定施設（同8条）の助成によって補うこととし、さらにそれでも不十分な場合に特定防衛施設周辺整備調整交付金（同9条）を交付する制度となっている⁴。

環境整備法による施策一覧

【障害の原因】	【障害等の態様】	【施策の内容】	
自衛隊等の行為	演習場の荒廃等	障害防止工事の助成（法 ⁽¹⁾ 3条1項） （河川、道路等の改修）	
	騒音	騒音防止工事の助成（法3条2項） （学校、病院等の防音工事）	
		第1種区域	住宅防音工事の助成（法4条）
		第2種区域	移転等の補償（法5条1項） ┌ 移転先地の公共施設整備の助成 （法5条3項） └ 土地の買入れ（法5条2項） ┌ 買入れた土地の無償使用 （法7条）
	第3種区域	緑地帯の整備等（法6条）	
	農林漁業等の経営上の損失 ⁽²⁾	損失の補償（法13条）	
防衛施設の設置・運用	生活又は事業活動の阻害	民生安定施設の整備の助成（法8条）	
	生活環境又は開発に及ぼす影響	特定防衛施設関連市町村 ┌ 特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付 （法9条）	

（出所）防衛省資料より作成

* (1) 「法」は環境整備法を指す。

* (2) 自衛隊の行為によるものに限る。米軍の行為によるものは「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」により措置されている。

(3) 今改正案提出の経緯

特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまで関係自治体から用途の多様化

4 第72回国会参議院内閣委員会会議録第24号14頁（昭49.5.30）

(既存事業関連の修繕費や維持管理費、ソフト事業など) 対象施設の拡大等についての要望が寄せられていた。他方、昨年 11 月に鳩山政権の下で実施された事業仕分けにおいては、同交付金の使途を公共施設の整備(いわゆるハード事業)に固定せず、ソフト事業も含めて自由に使いやすく見直すべしといった意見が出された。

これらを受けて、本年 2 月 9 日、特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象となる事業について、公共用の施設の整備のほか、生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業にも拡大することを主な内容とする改正案が国会に提出された。

2. 法案の主な内容

(1) 現行の特定防衛施設周辺整備調整交付金(環境整備法第 9 条)

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、環境整備法第 3 条～第 8 条の障害(騒音)防止工事の助成や民生安定施設の整備の助成のような障害に対する個別の対応策だけでは十分でない航空機や砲撃に伴う騒音などの影響の軽減、特定防衛施設のほとんどが大規模施設であることに伴う当該市町村のまちづくりへの影響の軽減、また、あらたな航空機などの配備に伴う地域住民の理解と協力を得るため、当該市町村が公共用の施設の整備を行うための費用に充てられるものである。

防衛大臣は、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は航空機による射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫等のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設を「特定防衛施設」(現在 61 施設)として、また、当該市町村を「特定防衛施設関連市町村」(現在 104 市町村)として、それぞれ指定することができる。その場合、国は、特定防衛施設関連市町村に対し、「公共用の施設」の整備のための費用に充てさせるため、防衛省令で定めるところにより算定した額の交付金(特定防衛施設周辺整備調整交付金)を交付することができる。

整備の対象となる「公共用の施設」は、環境整備法第 9 条第 2 項に基づき、同法施行令第 14 条に、公共施設及び通信施設、スポーツ又はレクリエーションに関する施設等が定められている(次頁参照)。

(2) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の拡大

上記のように、現行の特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途は、いわゆるハード事業に限定されていたが、地元ニーズの多様化や行政刷新会議の「事業仕分け」の評価結果を受け、使途を見直すこととした。

新たに同交付金の対象となる事業の中身については、今後政令で定めることとされているが、想定されるものとしては、医療費の助成(小学生以下の医療費、妊産婦検診費等)、コミュニティバスの運営費の助成(福祉バスの運営費等)、学校施設等耐震診断費の助成(小中学校校舎等の耐震診断費等)などが挙げられる。

(現行の交付対象)

公共用の施設の整備 = いわゆる「ハード事業」

- 1 交通施設及び通信施設 (道路塗装、橋梁、防犯カメラ、無線放送など)
- 2 スポーツ又はレクリエーションに関する施設 (体育館、運動場、公園など)
- 3 環境衛生施設 (ゴミ収集車、排水路、ゴミ処理センターなど)
- 4 教育文化施設 (図書館、グラウンド整備、スクールバスなど)
- 5 医療施設 (医療機器、救急車、医療保健センターなど)
- 6 社会福祉施設 (保健相談センター、福祉バス、福祉センターなど)
- 7 消防に関する施設 (消防自動車、貯水槽、小型動力ポンプなど)
- 8 産業の振興に寄与する施設 (農業研修センター、用水路、農業用器具など)



(改正後の交付対象)

公共用の施設の整備

同上

生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業

= 「ソフト事業」を新たに追加

主な例*

- ・医療費の助成 (小学生以下の医療費、妊産婦検診費など)
- ・コミュニティバスの運営費の助成 (福祉バスの運営費など)
- ・学校施設等耐震診断費の助成 (小中学校校舎等の耐震診断費など)

(出所) 防衛省資料より作成

*具体的には政令により定められることとなる。

(3) 施行期日等

本法律は、公布の日から施行する (附則第 1 項)。

なお、現在特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村に指定されているものについては、それぞれ改正後の特定防衛施設又は特定防衛施設関連市町村とみなすこととしている (附則第 2 項)。

また、今改正により追加される「ソフト事業」は、平成 22 年度の予算に係る同交付金から適用することとし、平成 21 年度の予算に係る同交付金で翌年度に繰り越されたものについては適用しない (附則第 3 項)。

(4) 本法施行に伴う予算

本法施行のための新たな予算措置はなされていない。

なお、平成 22 年度一般会計予算 (防衛省所管) には、特定防衛施設周辺整備調整交付金として約 155 億 7,600 万円 (うち S A C O 交付金⁵ 約 16 億 7,600 万円) が計上されている⁶。

5 平成 8 年 12 月の沖縄に関する特別行動委員会 (S A C O) 最終報告を受け、S A C O 合意事案を受け入れた市町村に対し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の特別交付分 (S A C O 交付金) が計上されるようになった。

6 予算書の「目」の「特定防衛施設周辺整備調整交付金」には、約 247 億 6,400 万円が計上されているが、この金額には、上記のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 (米軍再編特措法、平成 19 年 5 月 30 日法律第 67 号) に基づく再編交付金も含まれている。

3. 今後の課題

今回の法改正のほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、用途の拡大のみならず、そのあり方を含めて様々な要望・問題の提起が関係自治体から寄せられている。

例えば、対象施設の拡大としては、ヘリ飛行場、領収試験のための射場、海上自衛隊の潜水艦に対する命令・情報を伝達するための施設である超長波送信所（VLF）⁷等が挙げられる。

これに対して政府は、制度を設けた経緯から、同交付金は、基本的に（ア）防衛施設の運用等によって生ずる障害の大きさ及び（イ）市町村の面積において占める防衛施設の割合の大きさ、を重視するものであり、上記～を特定防衛施設に指定するに当たっては、これらを勘案して妥当なものか判断する必要があるとして認めてこなかった。

また、用途については、用途を特定する「特定財源」ではなく、地方自治体が自由な裁量によって用途を決定できる「一般財源」とすべしといった更なる自由化を求める声もある。行政刷新会議の「事業仕分け」においても、同交付金の用途を自由化し、使い勝手をよくするべき等のコメントが付された⁸。

これに関連して政府は、一般的な財政補給金（自治体への交付金）となると自治省（現総務省）所管となるが、同省には既に基地交付金や調整交付金の制度があることにかんがみると、やはり目的及び対象をしぼった形にするのがよいとの見解を示している⁹。

そのほか、行政刷新会議の「事業仕分け」においては、環境整備法9条の特定防衛施設周辺整備調整交付金と同8条の民生安定一般助成を一本化し、障害等の客観的基準を設けて交付金を決定すべし、基地周辺対策を一本化して用途を自治体の自由に任せるべし、との意見も出された¹⁰。

確かに、8条が定める民生安定一般助成で対応できない影響の大きいものを9条の特定防衛施設周辺整備調整交付金で対処する趣旨があり、両者を一本化するとすると、たとえ障害の小さなものについても同じ交付金を支給することとなり、趣旨が不明瞭になることが懸念される。他方、現状の多様な民生安定施設の整備のための助成が混在することで、自治体にとって事務処理が繁雑になる、あるいは自治体相互の公平性を保つことが難しいなどといった問題にも留意する必要がある。

さらに、限られた財政事情の中で経費削減を行うとの観点からは、（ア）特定防衛施設の対象となる施設を、障害が特に重大かつ広範に渡るものに絞り込むべし、（イ）平成元年以降、特定防衛施設周辺整備調整交付金の総額が3年ごとに増額されてきていることの根拠が十分でない、といった問題も指摘されている。今後、民生支援のあり方をめぐっては、限られた財源の中で、防衛施設の運営によって生じる自治体の負担をいかに軽減していくか、国として難しい舵取りを求められることとなるだろう。

7 第171回国会参議院総務委員会会議録第7号2～3頁（平21.3.24）

8 行政刷新会議ホームページ<<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov26kekka/3-64.pdf>>

9 第72回国会衆議院内閣委員会会議録第26号5頁（昭49.5.7）

10 注8に同じ。